

知多市における地下水汚染について（続報）

1 調査結果の概要

六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物の地下水基準超過が確認された汚染井戸から半径約 500m の範囲内にある周辺事業場の調査を行ったところ、これらの物質の取扱履歴がある事業場が確認されましたが、漏洩事故等は確認されませんでした。

また、同範囲内にある井戸を調査しましたが、採水可能な井戸が無かったため、地下水の水質測定は実施していません。

これらのことから、汚染原因の特定には至りませんでした。

2 今後の対応

事業者は、地下水モニタリングを実施中です。

県は事業者に対し、地下水汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で 12～46% の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を 1 日 4 mg 以下としています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）